

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る
桜区検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条　さいたま市総合振興計画基本計画の中間見直しに向けた検討に当たり、「桜区の特性と将来像」（さいたま市総合振興計画基本計画第4部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、桜区において活動する各種団体から意見を聴くため、さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る桜区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条　懇話会の委員は、桜区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

（座長）

第3条　懇話会に座長を置く。

- 2　座長は、委員の互選により定める。
- 3　座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4　座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条　懇話会の会議の議長は、座長とする。

- 2　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条　懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第6条　懇話会の庶務は、桜区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 2 9 日から施行し、令和 7 年 3 月 3 1 日に効力を失う。